公益財団法人 日本サッカー協会 2022 年度 第3回理事会

2022年3月10日

決議事項

1. 定時評議員会開催の件

以下の通り、定時評議員会を開催したい。なお、決議事項第3号議案の候補者は3月15日(火)開催の臨時理事会にて最終決定予定。

- 1. 開催日時: 2022年3月27日(日)13:00~
- 2. 会場: WEB 会議システム
- 3. 議題:

◆決議事項

- (1) 定款変更の件
- (2)評議員8名 選任の件
- (3) 理事及び監事 選任の件
- (4) 一般社団法人日本フットサルトップリーグ加盟の件
- (5) 司法機関(規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会)の委員選任の件

◆報告事項

- (1) 理事会で選定・選出する役員等予定者の件
- (2)2021 年度 決算の件
- (3) 2021 年度 事業報告の件

2. ウクライナサッカー協会への支援の件

ウクライナ情勢が悪化する中、ウクライナのサッカーファミリー支援のために、ヨーロッパサッカー連盟(UEFA)を経由して、ウクライナサッカー協会に対して US\$10 万の支援金を送ることとしたい。

<支援内容>ウクライナサッカー協会に支援金として US\$100,000 を寄付

【参考:最近の災害時支援実施内容/国外】

- (1) 2009 年 2 月 オーストラリア山火事
 - ①JFA から義援金 2,000,000 円
 - ②2010FIFA ワールドカップアジア最終予選オーストラリア戦での募金 340, 270 円
 - ③計 2,340,270 円をオーストラリアサッカー連盟に寄付
- (2) 2011 年 2 月 ニュージーランド地震
 - ニュージーランドサッカー協会に義援金として 2,000,000 円
- (3) 2011 年 7 月 タイ洪水被害
 - タイサッカー協会に義援金として 2,000,000 円
- (4) 2011 年 8 月 カンボジア洪水被害
 - カンボジアサッカー協会に義援金として 1,000,000 円
- (5) 2011 年 10 月 トルコ東部地震
 - トルコサッカー協会に義援金として 2,000,000 円

- (6) 2013 年 11 月 フィリピン台風 30 号被害 フィリピンサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (7) 2015 年 4 月 ネパール大地震 ネパールサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (8) 2016 年 4 月 エクアドル地震 エクアドルサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (9) 2016 年 8 月 イタリア中部地震 イタリアサッカー連盟に義援金として US\$20,000
- (10) 2017 年 9 月 メキシコ中部地震 メキシコサッカー連盟に義援金として US\$20,000
- (11) 2017 年 イラン・イラク地震 イランサッカー連盟に義援金として US\$20,000
- (12) 2018 年 9 月 インドネシア大地震 インドネシアサッカー協会に義援金として US \$ 20,000
- (13) 2018 年 11 月 北マリアナ諸島台風 26 号被害 北マリアナ諸島サッカー協会に義援金として US\$20,000
- (14) 2020 年 10 月 ベイルート爆発 レバノンサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (15) 2021 年 10 月 ハイチ大地震 ハイチサッカー協会に義援金として US\$20,000

3. 利益相反取引等管理規則 改正の件

(決議)資料1

利益相反取引等管理規則について、以下の通り改正したい。

(1)改正概要

- ① 適用範囲に「評議員、評議員の配偶者及び一親等の親族並びにこれらの者が代表者を務める 法人 (評議員が代表者を務める加盟団体及び加盟チームを除く。)」を追加する。
- ② 評議員が、利益相反取引等に該当するまたは該当する可能性がある取引を行う場合には、その取引について重要な事実を開示し、事前に専務理事の承認を必要とする。

(2) 改正理由

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条(公益認定の基準)第1項第3号に「その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。」と規定され、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益を供与することなどを禁止されており、本協会と評議員が利益相反取引等をする場合においても不相当な利益供与がなされる蓋然性があるため、本規則の対象に評議員およびその関係者を追加する。

ただし、評議員が代表者を務める加盟団体及び加盟チームとの取引は、一定のルールに従った取引が主であり、特別な利益供与がなされる蓋然性が評議員本人と比して著しく低いため、本規則の対象から除外する。

(3) 改正日

2022年3月10日

4. 1級勇退審判インストラクター 表彰の件

2021年をもって引退した下記審判インストラクターに対し、長年にわたりトップカテゴリーにおいて指導活動をするなど、審判技術の向上等に著しく貢献のあったことに対して感謝の意を表するため、「審判員及び審判指導者等に関する規則 第12節 第30条〔表 彰〕」に基づき、表彰したい。

- 1. 2021 年をもって引退した審判インストラクター
 - (1)1級審判インストラクター

夏井 正彦 (なつい まさひこ) 氏

福岡 幹男 (ふくおか みきお) 氏

宮成 武人 (みやなり たけひと)氏

(2) フットサル 1 級審判インストラクター

宮成 武人 (みやなり たけひと)氏

垣内 理伸 (かいと まさのぶ) 氏

2. 表彰内規(第7節 第22条 [定年による引退])

サッカー 1 級審判インストラクター及びフットサル 1 級審判インストラクターは、満 70 歳となった日が属する年度の最終日(3月31日)に定年により引退する。

参考:

【表彰規則】

(表彰者の決定)

第 6 条 表彰者の決定は、理事会において行う。

【審判員及び審判指導者等に関する規則】

第 12 節 審判員及び審判指導者の表彰並びに懲罰

第 30 条 〔表 彰〕

本協会は、審判技術の向上等に著しく貢献のあった審判員及び審判指導者を表彰する。